

感染症による出席停止について

指定の感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。医師の指示の下、周囲への感染のおそれなくなるまで学校を休んで回復に努めてください。

学校への登校を再開する際は、医師記入の感染症治癒証明書(下部)または診断書等、感染症の罹患及び治癒がわかるものを担任へ提出してください。出席停止となった期間は、登校すべき日数には入りません(欠席には数えません)。なお、受診及び証明にかかる費用は各御家庭の負担となりますので御了承ください。

[東京都立広尾高等学校] 〒150-0011 渋谷区東 4-14-14 電話 03-3400-1761

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第 18・19 条ほか)

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ。 法律に規定する、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症。	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあっては、三日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後二日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により 学校医 その他の医師において 感染のおそれがないと 認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症* * 全身状態が悪いなど、医師の判断で条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患；溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など	

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例；アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)

東京都立広尾高等学校 宛

感染症 治癒 証明書

生徒氏名 _____

診断名 _____

上記により療養していましたが、周囲への感染のおそれなくなったため

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登校して差し支えありません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 _____ 医師名 _____ (印)

【記入・確認】 医療機関 → 生徒(_____ 年 _____ 組 _____ 番) → 担任 (印) → 保健室(保管)

(担任記入) 出席停止期間； _____ 月 _____ 日() _____ 時限から _____ 月 _____ 日() _____ 時限まで